

先着順（随意契約）による公有財産（土地）の売払いについて

これまでに実施した公有財産（土地）の一般競争入札による売払いにおいて入札のなかった下記の物件について、先着順に買受人を募集し売払いします。

1 売払物件内容

所 在 地 番	鎌倉市城廻字清水小路 682 番 67
地 目	宅地
地 積	218.96 m ² （実測面積）
売 払 面 積	218.96 m ²
物 件 詳 細	別添物件調書のとおり
売 払 予 定 価 格	20,976,368 円
契 約 保 証 金	2,097,637 円

2 買受募集期間等

募集期間：平成 31 年 2 月 5 日 13 時から随時（土日、祝日及び年末年始を除く）

受付時間：8 時 30 分から 17 時 15 分

3 申請方法

- （１）「市有地（普通財産）払下げ申請書」を直接公的不動産活用課窓口を持参又は郵送により提出。（郵送による場合は、書留又は簡易書留としてください。）

※持分共有での申請の場合は、共有者全員についての住所、氏名、持分の記載及び押印のうえ、下記添付書類を付してご提出ください。

- （２）添付書類

個人：住民票、鎌倉市暴力団排除条例に関する誓約書

法人：法人登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書）、鎌倉市暴力団排除条例に関する誓約書

4 買受人の決定方法

申請書が公的不動産活用課財産管理担当に到着した順に買受人として決定します。持参及び郵送で到着が同時の場合はくじ引きとします。なお、提出書類に不備があった場合は受付不可とします。

5 売買契約について

(1) 売買契約書

別添土地売買契約書（案）のとおり

(2) 売買契約締結

上記4において決定した買受人と契約を締結します。詳細な契約手続きについては、別途通知します。

6 売買代金の支払い方法

売買契約締結と同時に契約保証金を納付し、売買代金と契約保証金の差額を指定期日までに納付してください。

7 所有権の移転等

所有権は売買代金が完納されたときに移転し、物件を現状有姿で引き渡します。所有権の移転登記は鎌倉市が行います。

売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約締結及び履行に関する一切の費用は、買受人の負担になります。

8 その他

当該公有財産に隠れた瑕疵があっても、鎌倉市には担保責任は生じません。また、現地説明会は実施いたしませんので、物件の下見は買受希望者で行い、現地、関係公簿等、諸規制等については買受希望者において十分な調査を行ってください。また、本物件調書に記載されている事項以外については未調査及び不明であるため、その旨ご承知のうえお申込みください。

【書類の提出先・お問い合わせ窓口】

〒248-868 鎌倉市御成町 18 番 10 号

鎌倉市~~行政経営部~~公的不動産活用課 財産管理担当

代表：0467-23-3000 内線 2571

直通：0467-61-3847

FAX：0467-24-5931

E-mail pre_kanri@city.kamakura.kanagawa.jp